

令和 7 年

# あいち更生保護

## 統計編



名古屋保護観察所

更生保護法人愛知県更生保護協会

## 目 次

|    |                       |    |
|----|-----------------------|----|
| 1  | 保護司の状況                | 1  |
| 2  | 協力組織等の状況              | 5  |
| 3  | 保護観察の状況               | 8  |
| 4  | 生活環境調整の状況             | 14 |
| 5  | 補導援護・応急の救護、更生緊急保護の状況  | 17 |
| 6  | 医療観察の状況               | 18 |
| 7  | 犯罪被害者等施策の状況           | 21 |
| 8  | 社会を明るくする運動の状況         | 22 |
| 9  | 再犯防止推進の状況             | 24 |
| 10 | 地域援助・刑執行終了者等に対する援助の状況 | 25 |

# 1 保護司の状況

## ●保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務は、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万5千人が活動しています。

### ●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

### ●具備条件

保護司には、次の条件を全て備えていることが必要とされます（令和8年1月1日現在）。

- ①社会的信望 ②熱意と時間的余裕
- ③生活の安定 ④健康

※保護司法の改正により、具備要件等は変更になります。

### ●任期と定年

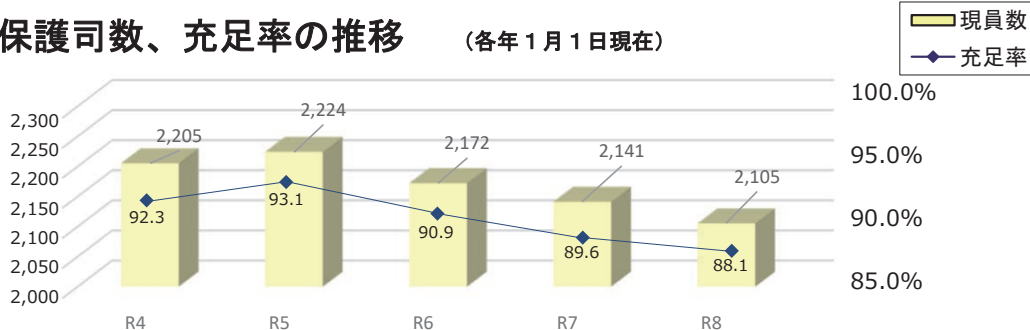
保護司の任期は2年ですが、再任をさまたげません。ただし、再任は原則として76歳未満とされています（令和8年1月1日現在）。

※保護司法の改正により、任期等は変更になります。



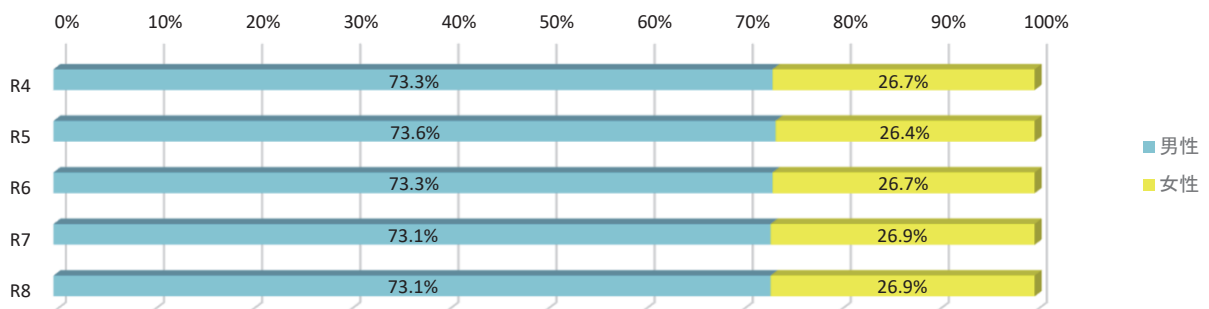
愛知県内の保護司数は、令和8年1月1日現在で2,105人です。直近5年間に於いて、保護司の男女比は、男性が約73%、女性が約27%です。また、年齢別構成比においては、ここ数年で20歳～40歳代がわずかずつではあるものの、増加傾向にあり、全体の24%を占めています。なお、職業別構成比については、割合の高い職業から順に、無職（主夫・主婦を含む）、会社・団体役員、宗教家となっており、この3つの職種で全体の50%以上を占めています。

## (1) 保護司数、充足率の推移 (各年1月1日現在)

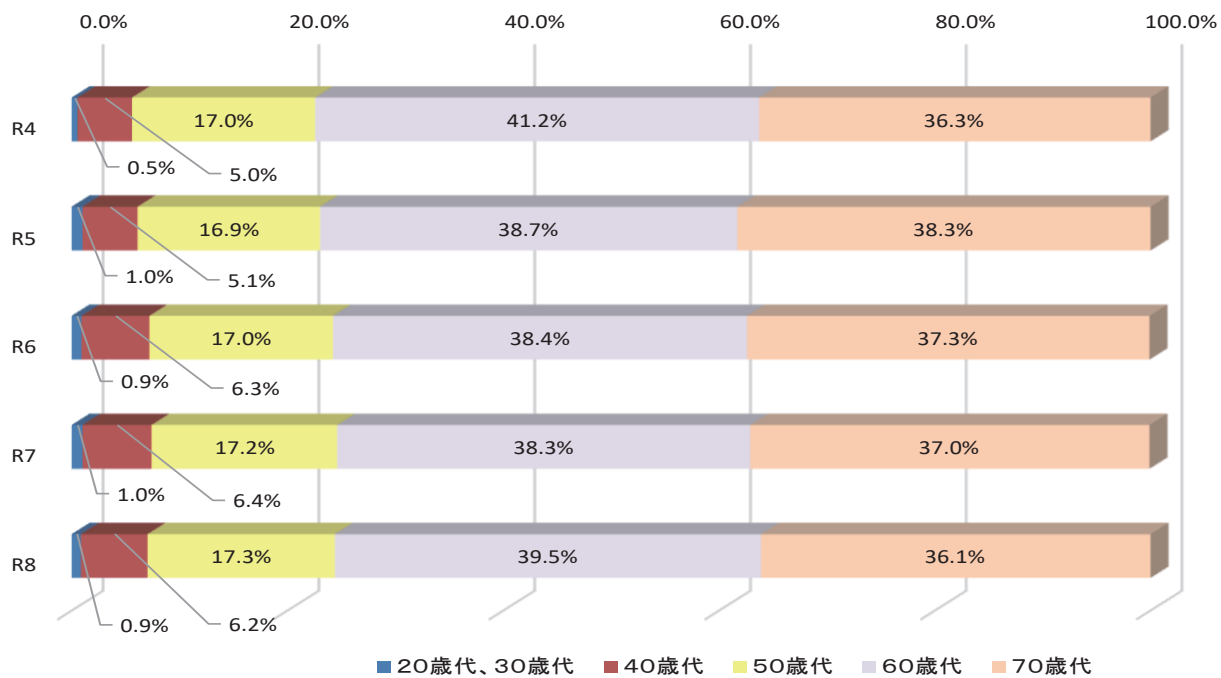


|     | 令和4年   | 令和5年   | 令和6年   | 令和7年   | 令和8年   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現員数 | 2,205人 | 2,224人 | 2,172人 | 2,141人 | 2,105人 |
| 定数  | 2,389人 | 2,389人 | 2,389人 | 2,389人 | 2,389人 |
| 新任  | 128人   | 125人   | 140人   | 133人   |        |
| 充足率 | 92.3%  | 93.1%  | 90.9%  | 89.6%  | 88.1%  |

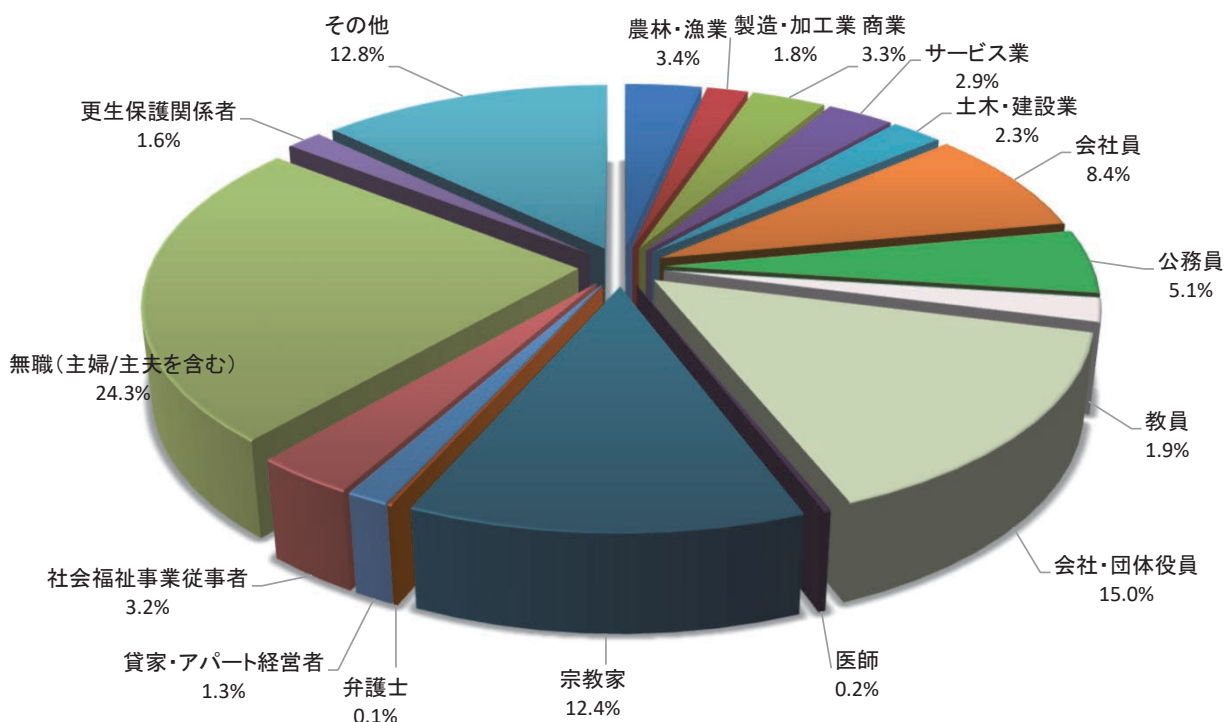
## (2) 保護司の男女比の推移 (各年1月1日現在)



### (3) 保護司の年齢別構成比 (各年1月1日現在)



### (4) 保護司の職業別構成比 (令和8年1月1日現在)



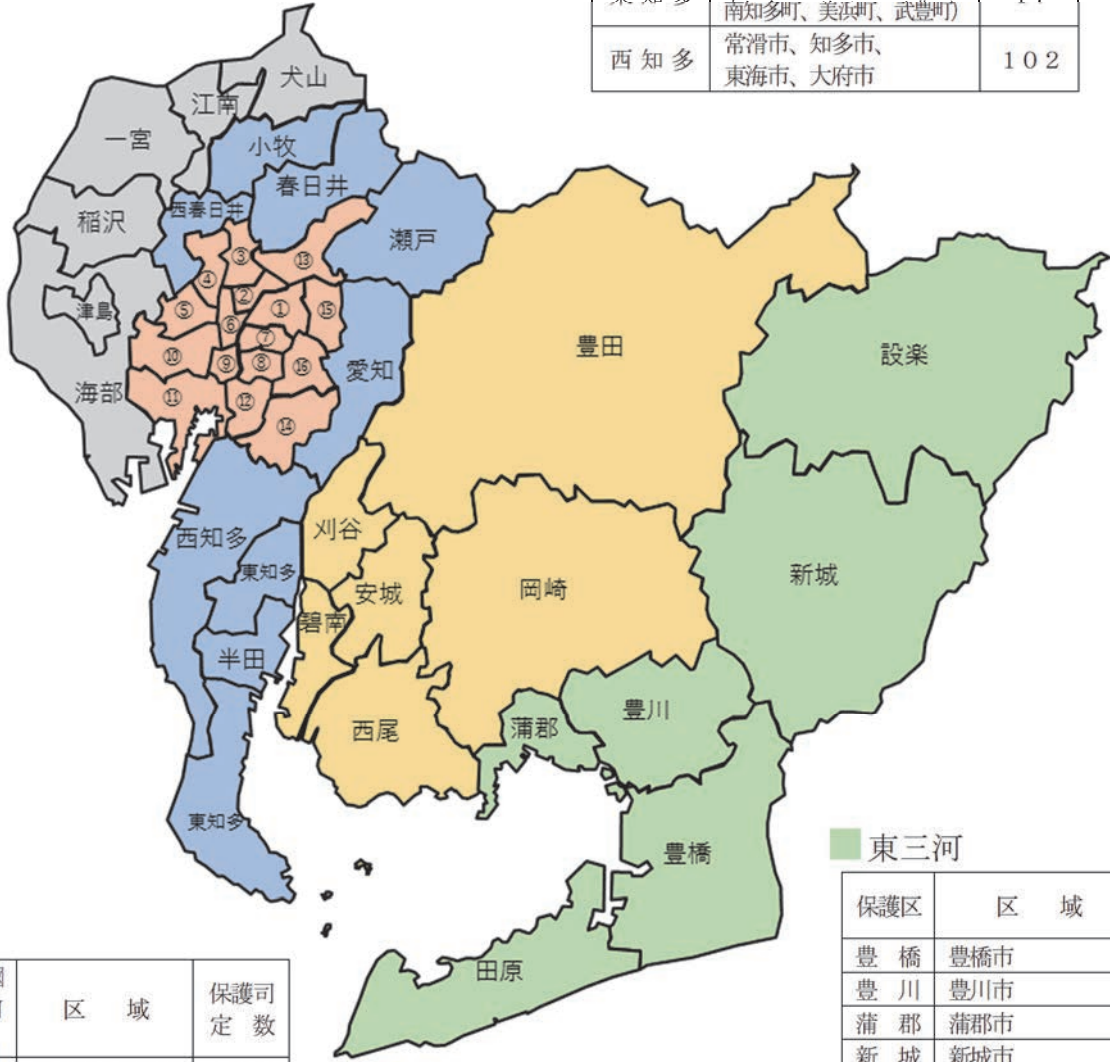
(5) 保護区の区域と保護司の定数 (令和8年1月1日現在)

■ 蘇 東

| 保護区 | 区 域                          | 保護司定数 |
|-----|------------------------------|-------|
| 一宮  | 一宮市                          | 120   |
| 犬山  | 犬山市、丹羽郡扶桑町                   | 30    |
| 江南  | 江南市、岩倉市、丹羽郡大口町               | 52    |
| 稲沢  | 稲沢市                          | 39    |
| 津島  | 津島市                          | 21    |
| 海部  | 愛西市、弥富市、あま市、海部郡(大治町、蟹江町、飛島村) | 78    |

■ 尾 東

| 保護区  | 区 域                        | 保護司定数 |
|------|----------------------------|-------|
| 愛知   | 豊明市、日進市、長久手市、愛知郡東郷町        | 48    |
| 瀬戸   | 瀬戸市、尾張旭市                   | 55    |
| 春日井  | 春日井市                       | 75    |
| 小牧   | 小牧市                        | 52    |
| 西春日井 | 清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町         | 49    |
| 半田   | 半田市                        | 37    |
| 東知多  | 知多郡(阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町) | 47    |
| 西知多  | 常滑市、知多市、東海市、大府市            | 102   |



■ 名古屋

| 保護区 | 郷 N o | 区 域     | 保護司定数 |
|-----|-------|---------|-------|
| 千種  | ①     | 名古屋市千種区 | 50    |
| 東   | ②     | 〃 東区    | 28    |
| 北   | ③     | 〃 北区    | 74    |
| 西   | ④     | 〃 西区    | 48    |
| 中村  | ⑤     | 〃 中村区   | 62    |
| 中   | ⑥     | 〃 中区    | 41    |
| 昭和  | ⑦     | 〃 昭和区   | 29    |
| 瑞穂  | ⑧     | 〃 瑞穂区   | 37    |
| 熱田  | ⑨     | 〃 熱田区   | 32    |
| 中川  | ⑩     | 〃 中川区   | 84    |
| 港   | ⑪     | 〃 港区    | 65    |
| 南   | ⑫     | 〃 南区    | 65    |
| 守山  | ⑬     | 〃 守山区   | 59    |
| 緑   | ⑭     | 〃 緑区    | 66    |
| 名東  | ⑮     | 〃 名東区   | 36    |
| 天白  | ⑯     | 〃 天白区   | 41    |

■ 西三河

| 保護区 | 区 域        | 保護司定数 |
|-----|------------|-------|
| 岡崎  | 岡崎市、額田郡幸田町 | 127   |
| 碧南  | 碧南市、高浜市    | 39    |
| 刈谷  | 刈谷市、知立市    | 59    |
| 豊田  | 豊田市、みよし市   | 159   |
| 安城  | 安城市        | 52    |
| 西尾  | 西尾市        | 56    |

■ 東三河

| 保護区 | 区 域               | 保護司定数 |
|-----|-------------------|-------|
| 豊橋  | 豊橋市               | 124   |
| 豊川  | 豊川市               | 57    |
| 蒲郡  | 蒲郡市               | 27    |
| 新城  | 新城市               | 25    |
| 設楽  | 北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村) | 15    |
| 田原  | 田原市               | 27    |

| 名古屋保護観察所管内の保護司数 | 定数    | 現在員   |
|-----------------|-------|-------|
|                 | 2,389 | 2,105 |

(令和8.1.1現在)

## **(6) 更生保護サポートセンターの状況**

更生保護サポートセンターは、保護区ごとに置かれ保護司の処遇活動への支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行防止活動の推進や更生保護活動に関する情報提供等を行う地域における更生保護活動の拠点であり、活動を遂行する上で中心的な役割を果たす企画調整保護司が配置されています。

## **(7) 保護司候補者検討協議会の状況**

保護司候補者検討協議会は、近年の地域社会の人間関係の希薄化等の影響から保護司候補者の確保が困難化している状況を踏まえ、地域の事情に精通した様々な分野の方々の協力を得て、幅広い分野から保護司の候補者を発掘するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図ることを目的として、平成20年度から設置が始まったものです。

名古屋保護観察所管内においては、令和7年は、8保護区において、保護区あるいは中学校区等を単位として協議会が設置され開催は12回となりました。

(設置保護区)

北・西・中川・緑・春日井・西春日井・小牧・安城

## 2 協力組織等の状況

### (1) 更生保護法人

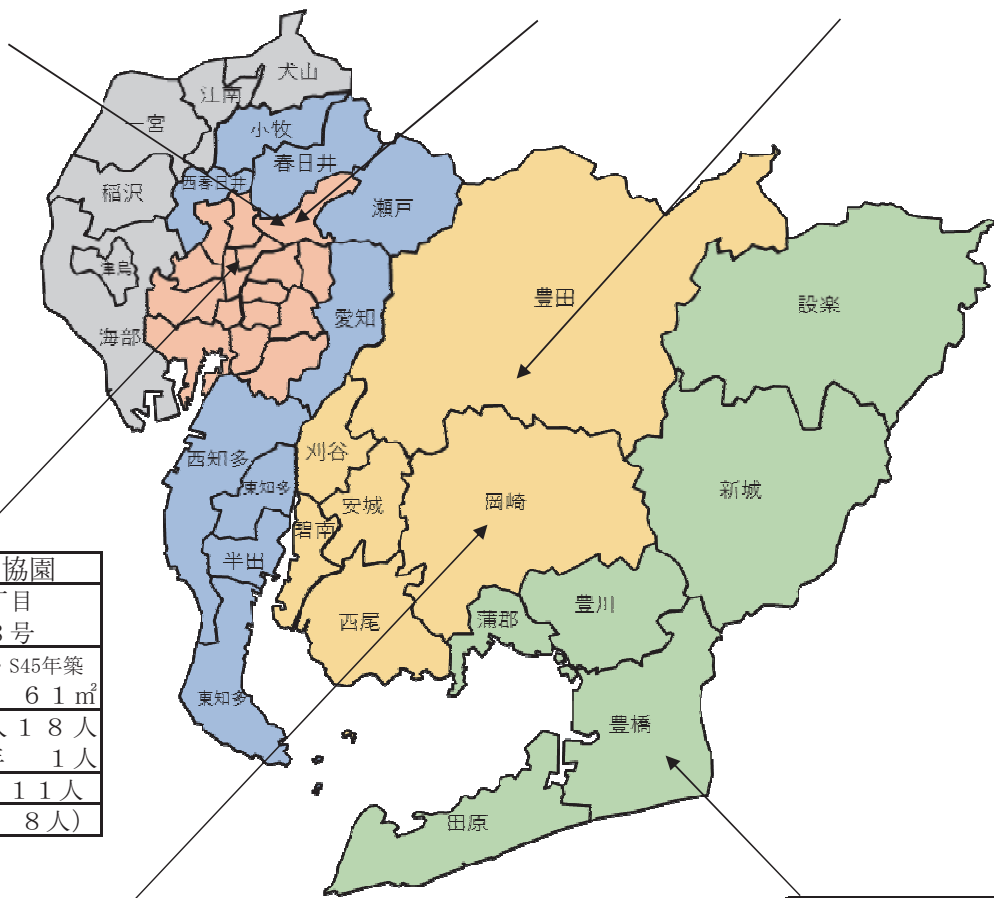
#### ● 更生保護施設を営む更生保護法人

- (注) 1. 収容延人員は、令和7年1月から令和7年12月までの実績  
 2. 収容延人員の( )内は、1日当たりの平均収容人員  
 3. 収容定員はいずれも男子

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 更生保護法人 愛知自啓会           |               |
| 名古屋市守山区守山2丁目<br>14番31号 |               |
| 施設(建物)                 | RC3階建・R3年築    |
| 延床面積                   | 1,148.84㎡     |
| 収容定員                   | 成人24人<br>少年0人 |
| 令和7年委託                 | 5,731人        |
| 保護延人員                  | (15.7人)       |

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 更生保護法人 立正園               |                |
| 名古屋市守山区大森八龍<br>2丁目1017番地 |                |
| 施設(建物)                   | RC4階建・S42年築    |
| 延床面積                     | 857.21㎡        |
| 収容定員                     | 成人10人<br>少年10人 |
| 令和7年委託                   | 2,265人         |
| 保護延人員                    | (6.2人)         |

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 更生保護法人 徳永会大徳塾       |               |
| 豊田市本新町7丁目<br>50番地の1 |               |
| 施設(建物)              | RC4階建・H12年築   |
| 延床面積                | 655.74㎡       |
| 収容定員                | 成人12人<br>少年0人 |
| 令和7年委託              | 2,601人        |
| 保護延人員               | (7.1人)        |



|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 更生保護法人 中協園            |               |
| 名古屋市東区白壁2丁目<br>20番18号 |               |
| 施設(建物)                | RC4階建・S45年築   |
| 延床面積                  | 507.61㎡       |
| 収容定員                  | 成人18人<br>少年1人 |
| 令和7年委託                | 5,411人        |
| 保護延人員                 | (14.8人)       |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 更生保護法人 岡崎自啓会  |               |
| 岡崎市戸崎町字牛転10番地 |               |
| 施設(建物)        | RC3階建・H30年築   |
| 延床面積          | 1,351.06㎡     |
| 収容定員          | 成人32人<br>少年2人 |
| 令和7年委託        | 5,193人        |
| 保護延人員         | (14.2人)       |

|                |               |
|----------------|---------------|
| 更生保護法人東三更生保護会  |               |
| 豊橋市佐藤3丁目22番地の1 |               |
| 施設(建物)         | RC2階建・S56年築   |
| 延床面積           | 674.70㎡       |
| 収容定員           | 成人25人<br>少年5人 |
| 令和7年委託         | 5,495人        |
| 保護延人員          | (15.1人)       |

更生保護施設は、法務大臣の認可を受けた更生保護法人等が運営する施設で、犯罪や非行をし、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに、一定期間、宿泊所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けしています。現在、全国に102施設、愛知県内に6施設があります。

## ●通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業を営む更生保護法人

令和5年12月に更生保護事業法が改正され、更生保護事業は、①「宿泊型保護事業」、②「通所・訪問型保護事業」、③「地域連携・助成事業」の3つに整理されました。

このうち②は、更生保護施設等に通わせ又は訪問するなどにより、生活環境の改善・調整を図ったり、例えば家族のもとに帰る旅費がないなど困窮している人などに、金品の貸与等の援助などを行うものです。また③は、更生保護施設、保護司や更生保護女性会、BBS会などが円滑に活動できるよう、資料の作成、研修の実施、資金援助等を行うものです。更生保護施設を営む管内の6更生保護法人において通所・訪問型保護事業（更生保護施設を退所した者等への生活相談支援等を行う「フォローアップ事業」）を実施しているほか、更生保護施設を運営せず、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業を主として営む法人が、名古屋保護観察所の管内に1団体（更生保護法人愛知県更生保護協会）あります。

## （2）更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。

愛知県においては、罪を犯した人達の立ち直りを支援する「更生保護活動」、青少年の健全育成を推進する「犯罪・非行防止活動」、子育て中の家族を応援する「子育て支援活動」の3つを活動の柱として、各地区会がその地域に密着した特色ある様々な活動を展開しています。

### ●更生保護女性会の状況（地区会名、会員数） 57地区会

|     |     |        |     |       |     |      |       |
|-----|-----|--------|-----|-------|-----|------|-------|
| 千種区 | 43  | 名東区    | 24  | 武豊町   | 34  | 高浜市  | 32    |
| 東区  | 65  | 日進市    | 8   | 常滑市   | 80  | 刈谷市  | 186   |
| 北区  | 104 | 長久手市   | 18  | 知多市   | 56  | 知立市  | 69    |
| 西区  | 47  | 東郷町    | 45  | 東海市   | 74  | 豊田市  | 59    |
| 中村区 | 61  | 豊明市    | 22  | 大府市   | 49  | みよし市 | 32    |
| 中区  | 7   | 瀬戸市    | 90  | 一宮市   | 68  | 安城市  | 84    |
| 昭和区 | 56  | 尾張旭市   | 75  | 犬山市   | 54  | 西尾市  | 137   |
| 瑞穂区 | 103 | 春日井市   | 50  | 扶桑町   | 19  | 豊橋市  | 453   |
| 熱田区 | 55  | 小牧市    | 226 | 江南市   | 48  | 豊川市  | 291   |
| 中川区 | 96  | 西春日井地区 | 49  | 岩倉市   | 35  | 蒲郡市  | 158   |
| 港区  | 40  | 半田市    | 59  | 大口町   | 67  | 新城   | 111   |
| 南区  | 27  | 阿久比町   | 167 | 稲沢市   | 55  | 田原市  | 103   |
| 守山区 | 20  | 東浦町    | 156 | 津島市   | 80  |      |       |
| 緑区  | 185 | 南知多町   | 91  | 岡崎保護区 | 261 |      |       |
| 天白区 | 82  | 美浜町    | 77  | 碧南市   | 79  | 計    | 4,922 |

令和7年4月1日現在

### ●会員数・地区会数の推移（各年4月1日現在）

|      | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 会員数  | 6,098 | 5,960 | 5,581 | 5,361 | 5,133 | 4,922 |
| 地区会数 | 57    | 57    | 57    | 57    | 57    | 57    |

## （3）BBS会

「兄」や「姉」のような身近な存在として、レクリエーション活動をしたり、悩みの相談に乗ったり、学習支援を行ったりするなど少年たちと“同じ目の高さ”で接しながら、彼らが健やかに成長するための支援をする青年ボランティア団体です。

非行をした少年等の「ともだち」となってその自立を支援する「ともだち活動」、「非行防止活動」、「自己研鑽」の3つを柱として実践活動を行っています。

### ●BBS会の状況（地区会名、会員数） 10地区会

|        |    |        |    |      |   |     |    |
|--------|----|--------|----|------|---|-----|----|
| 北地区    | 1  | 西春日井地区 | 1  | 豊田市  | 6 | 安城市 | 7  |
| 名古屋南地区 | 13 | 常滑市    | 4  | 西尾市  | 4 |     |    |
| 緑区     | 7  | 岡崎保護区  | 17 | 豊橋地区 | 6 |     |    |
|        |    |        |    |      |   | 計   | 66 |

令和8年1月1日現在

### ●会員数・地区会数の推移（各年1月1日現在）

|      | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 会員数  | 63   | 64   | 63   | 69   | 65   | 66   |
| 地区会数 | 12   | 11   | 11   | 10   | 10   | 10   |

#### (4) 特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構

犯罪や非行をした人が、再び犯罪や非行に陥ることなく、社会復帰を果たすためには、仕事に就いて経済的に自立することが大切です。本機構は、県内の経済界の協力を得て、このような人たちの就労を支援するなどし、安全な社会づくりに貢献する組織として、平成22年3月に設立されました。

平成24年度からは国からの委託を受け、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施しており、機構内に「愛知県更生保護就労支援事業所」を設置し、複数の就労支援員が、就職活動支援・職場定着支援を実施しています。

また、令和3年度からは愛知県からの委託を受け、保護観察及び更生緊急保護の期間が終了した者に対して、国の職場定着支援を引き継いで実施しています。

#### (5) 協力雇用主

協力雇用主は、雇用を通じて保護観察対象者や刑務所出所者等の対象者の改善更生に協力する民間の事業主です。

#### ●協力雇用主の状況

(令和8年1月1日現在)

| 製造業 | 建設業 | 飲食業 | 医療福祉業 | サービス業 | 卸小売業 | 運送業 | 電気・ガス | 農林漁業 | 鉱業 | その他 | 合計    |
|-----|-----|-----|-------|-------|------|-----|-------|------|----|-----|-------|
| 78  | 767 | 20  | 54    | 89    | 26   | 53  | 28    | 7    | 0  | 14  | 1,136 |

#### ●協力雇用主数の推移 (各年1月1日現在)

|        | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 協力雇用主数 | 1,183 | 1,122 | 1,181 | 1,087 | 1,136 |

#### ●協力雇用主会の推移 (各年1月1日現在)

|         | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 協力雇用主会数 | 23   | 23   | 23   | 23   | 23   |

※令和8年1月1日現在、協力雇用主会が設置されている地区は次のとおりです。

西・中村・中川・港・南・守山・緑・天白・春日井・小牧・西春日井・半田・東知多・知多・東海・岡崎・刈谷・豊田・安城・西尾・豊橋・豊川・田原

#### ●協力雇用主への支援

トライアル雇用や身元保証、刑務所出所者等就労奨励金等の制度があります。

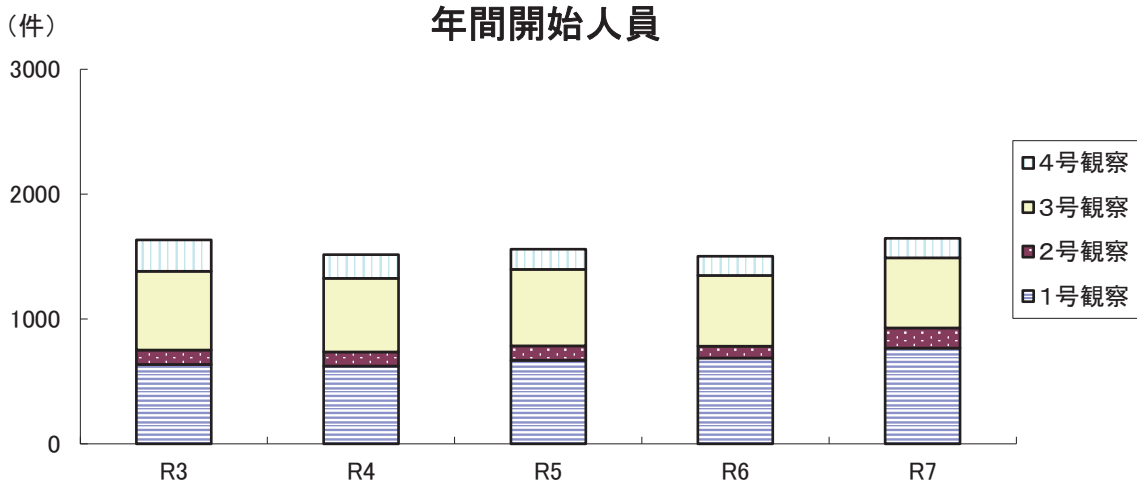
名古屋保護観察所では、愛知県就労支援事業者機構と連携し、事例を通じた情報交換会議等を実施しています。

公共工事での入札において、協力雇用主に加点する制度を導入する地方自治体が徐々に増加しています。

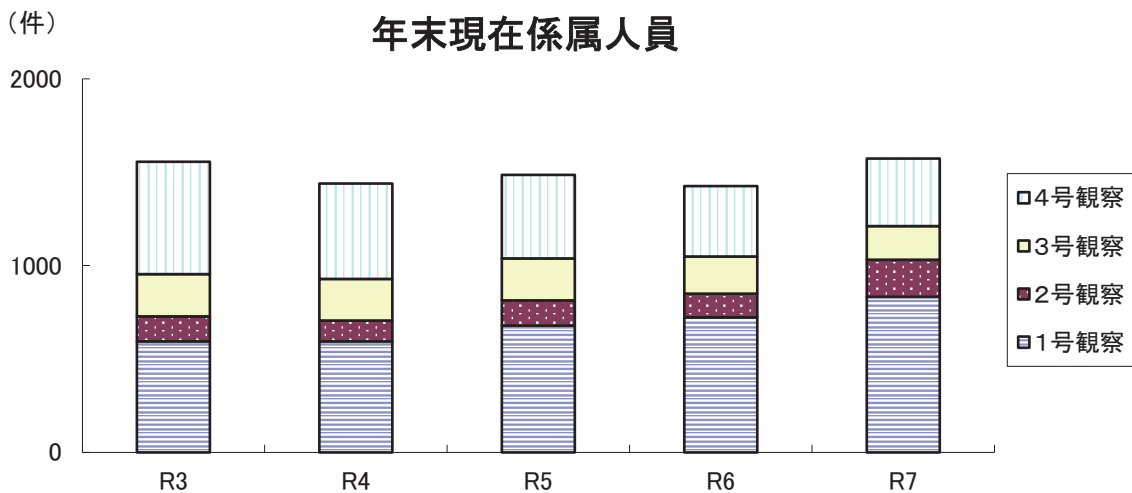
### 3 保護観察の状況

#### (1) 年間開始人員及び年末現在係属人員の推移(交通短期及び更生指導を含む)

保護観察の年間開始人員及び年末現在係属人員は次のとおりです。



| 事件の種別 | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1号観察  | 635   | 624   | 669   | 687   | 767   |
| 2号観察  | 115   | 111   | 115   | 95    | 160   |
| 3号観察  | 632   | 591   | 612   | 567   | 563   |
| 4号観察  | 251   | 189   | 162   | 154   | 155   |
| 合計    | 1,633 | 1,515 | 1,558 | 1,503 | 1,645 |



| 事件の種別 | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1号観察  | 593   | 593   | 677   | 722   | 832   |
| 2号観察  | 134   | 111   | 135   | 127   | 198   |
| 3号観察  | 227   | 224   | 226   | 198   | 181   |
| 4号観察  | 601   | 510   | 446   | 378   | 362   |
| 合計    | 1,555 | 1,438 | 1,484 | 1,425 | 1,573 |

## (2) 令和7年 保護観察事件の開始終了状況

|                | 保護観察の開始等          |       |     | 保護観察の終了等 |            |              |    | R7年<br>増減 |     |
|----------------|-------------------|-------|-----|----------|------------|--------------|----|-----------|-----|
|                | 総数                | 開始    | 移送  | 総数       | 保護観察<br>終了 | うち解除<br>又は退院 | 移送 |           |     |
| 総数             | 1,645             | 1,565 | 80  | 1,497    | 1,432      | 451          | 65 | 148       |     |
| 1号観察           | 767               | 736   | 31  | 656      | 630        | 445          | 26 | 111       |     |
| 一般             | 283               | 273   | 10  | 193      | 187        | 96           | 6  | 90        |     |
| 交通             | 33                | 32    | 1   | 29       | 27         | 15           | 2  | 4         |     |
| 短期             | 59                | 58    | 1   | 59       | 59         | 51           | 0  | 0         |     |
| 交通短期           | 43                | 43    | 0   | 44       | 44         | 44           | 0  | -1        |     |
| 特定少年（一般）       | 194               | 178   | 16  | 164      | 150        | 93           | 14 | 30        |     |
| 特定少年（交通）       | 40                | 38    | 2   | 49       | 45         | 31           | 4  | -9        |     |
| 特定少年（短期）       | 24                | 24    | 0   | 19       | 19         | 17           | 0  | 5         |     |
| 特定少年（交通短期）     | 18                | 17    | 1   | 22       | 22         | 22           | 0  | -4        |     |
| 更生指導           | 73                | 73    | 0   | 77       | 77         | 76           | 0  | -4        |     |
| 2号観察           | 160               | 149   | 11  | 89       | 82         | 6            | 7  | 71        |     |
| SE・SA対<br>象者以外 | 特定少年を除く           | 83    | 77  | 6        | 41         | 38           | 2  | 3         | 42  |
|                | 特定少年              | 56    | 51  | 5        | 33         | 30           | 1  | 3         | 23  |
| SE・SA対<br>象者   | 特定少年を除く<br>（一般短期） | 9     | 9   | 0        | 7          | 6            | 1  | 1         | 2   |
|                | 特定少年を除く<br>（特別短期） | 0     | 0   | 0        | 0          | 0            | 0  | 0         | 0   |
|                | 特定少年              | 12    | 12  | 0        | 8          | 8            | 2  | 0         | 4   |
| 3号観察           |                   | 563   | 552 | 11       | 581        | 571          |    | 10        | -18 |
| 全部実刑           |                   | 532   | 521 | 11       | 547        | 537          |    | 10        | -15 |
| 一部猶予           | 初入・準初入            | 14    | 14  | 0        | 16         | 16           |    | 0         | -2  |
|                | 薬物法               | 17    | 17  | 0        | 18         | 18           |    | 0         | -1  |
| 4号観察           |                   | 155   | 128 | 27       | 171        | 149          | 0  | 22        | -16 |
| 一部猶予           | 初入・準初入            | 21    | 17  | 4        | 32         | 29           |    | 3         | -11 |
|                | 薬物法               | 24    | 20  | 4        | 31         | 26           |    | 5         | -7  |
| 全部猶予           |                   | 110   | 91  | 19       | 108        | 94           |    | 14        | 2   |

### (3) 類型別処遇の実施状況

類型別処遇とは、保護観察対象者の持つ問題性その他の特性を類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を展開することにより、保護観察を実効あるものとするを目的としています。愛知県の主要類型別の係属件数及び全体に占める割合は次のとおりです。

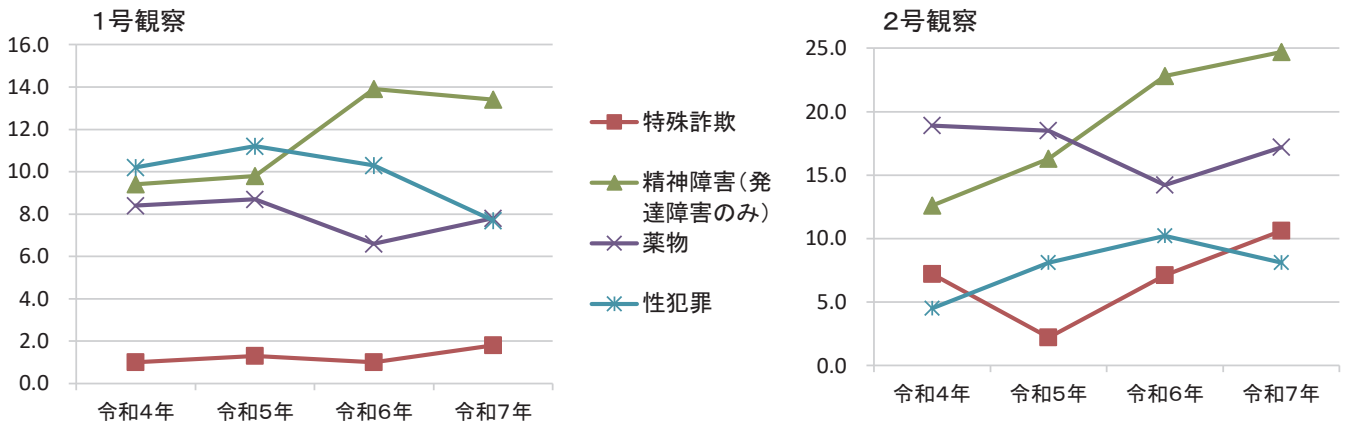
#### 1号・2号観察対象者の類型認定状況

(令和7年末現在)

| 事件の種類 | 配偶者暴力     | 家庭内暴力     | ストーカー     | 暴力団等      | 暴走族        | 特殊詐欺        | 就労困難        | 就学<br>(中学生) | 就学<br>(中学生以外) | 精神障害<br>(知的障害) | 精神障害<br>(発達障害) | 精神障害<br>(その他) | 薬物          | アルコール     | 性犯罪        | ギャンブル     | 嗜癖的窃盗     |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1号観察  | 1<br>0.1% | 6<br>0.8% | 5<br>0.6% | 0<br>0.0% | 19<br>2.4% | 14<br>1.8%  | 99<br>12.5% | 32<br>4.0%  | 171<br>21.5%  | 62<br>7.8%     | 106<br>13.4%   | 31<br>3.9%    | 62<br>7.8%  | 7<br>0.9% | 61<br>7.7% | 1<br>0.1% | 4<br>0.5% |
| 2号観察  | 0<br>0.0% | 2<br>1.0% | 0<br>0.0% | 1<br>0.5% | 4<br>2.0%  | 21<br>10.6% | 78<br>39.4% | 4<br>2.0%   | 25<br>12.6%   | 23<br>11.6%    | 49<br>24.7%    | 24<br>12.1%   | 34<br>17.2% | 2<br>1.0% | 16<br>8.1% | 2<br>1.0% | 0<br>0.0% |

※下段は、各類型の認定数を令和7年末現在の係属事件数（1号観察については、類型認定対象とならない交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く）で除したものの（小数点第2位四捨五入）

#### 主要類型の構成比の推移



#### 3号・4号観察対象者の類型別認定状況

(令和7年末現在)

| 事件の種類 | 児童虐待      | 配偶者暴力     | 家庭内暴力     | ストーカー     | 暴力団等      | 暴走族       | 特殊詐欺        | 就労困難        | 精神障害<br>(知的障害) | 精神障害<br>(発達障害) | 精神障害<br>(その他) | 高齢         | 薬物           | アルコール      | 性犯罪         | ギャンブル       | 嗜癖的窃盗      |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------------|----------------|---------------|------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 3号観察  | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 2<br>1.1% | 1<br>0.6% | 0<br>0.0% | 24<br>13.3% | 53<br>29.3% | 3<br>1.7%      | 2<br>1.1%      | 18<br>9.9%    | 17<br>9.4% | 51<br>28.2%  | 10<br>5.5% | 8<br>4.4%   | 25<br>13.8% | 10<br>5.5% |
| 4号観察  | 1<br>0.3% | 2<br>0.6% | 6<br>1.7% | 9<br>2.5% | 2<br>0.6% | 0<br>0.0% | 13<br>3.6%  | 52<br>14.4% | 10<br>2.8%     | 15<br>4.1%     | 46<br>12.7%   | 18<br>5.0% | 121<br>33.4% | 18<br>5.0% | 40<br>11.0% | 8<br>2.2%   | 6<br>1.7%  |

※下段は、各類型の認定数を令和7年末現在の係属事件数で除したものの（小数点第2位四捨五入）

#### 主要類型の構成比の推移



## (4) 専門的処遇プログラムの実施状況 (実人員)

| 年    | 性犯罪再犯防止プログラム<br>(コアプログラム) |    |    |    |    | 薬物再乱用防止プログラム |    |     |     |     | 暴力防止プログラム |    |    |    |    | 飲酒運転防止プログラム |    |    |    |   |    |
|------|---------------------------|----|----|----|----|--------------|----|-----|-----|-----|-----------|----|----|----|----|-------------|----|----|----|---|----|
|      | 1号                        | 2号 | 3号 | 4号 | 計  | 1号           | 2号 | 3号  | 4号  | 計   | 1号        | 2号 | 3号 | 4号 | 計  | 1号          | 2号 | 3号 | 4号 | 計 |    |
| 令和3年 |                           |    | 39 | 17 | 56 |              |    | 123 | 110 | 233 |           |    | 2  | 6  | 8  |             |    |    | 7  | 1 | 8  |
| 令和4年 | 6                         | 2  | 31 | 10 | 49 | 9            | 3  | 100 | 105 | 217 | 2         |    | 4  | 1  | 7  |             |    |    | 5  | 1 | 6  |
| 令和5年 | 6                         | 6  | 44 | 10 | 66 | 10           | 14 | 85  | 76  | 185 | 2         | 2  | 6  | 2  | 12 |             |    |    | 8  |   | 8  |
| 令和6年 | 6                         | 5  | 24 | 12 | 47 | 8            | 4  | 86  | 57  | 155 | 1         | 4  | 6  | 4  | 15 |             |    |    | 6  | 1 | 7  |
| 令和7年 | 8                         | 3  | 30 | 12 | 53 | 11           | 2  | 103 | 48  | 164 | 5         | 6  | 6  | 4  | 21 |             |    |    | 9  | 2 | 11 |

(注) 数値はその年に新規受理した受講者数(平成29年以降は刑の一部執行猶予者が含まれており、3号開始者は4号開始者としても計上。性犯罪再犯防止プログラムは、令和3年度までは性犯罪者処遇プログラム受講者を計上。令和4年から特定少年の受講者を計上。)

専門的処遇プログラムには「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪傾向を改善するために体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるもの(更生保護法51条2項4号)」として4つのプログラムがあり、原則として特別遵守事項により受講することを義務付けられています。名古屋保護観察所では、3号、4号の性犯罪再犯防止プログラム及び薬物再乱用防止プログラムについてはプログラム班が中心となって、可能な限り集団処遇を行うようにしています。

### ◆性犯罪再犯防止プログラム

#### 対象

仮釈放者(保護観察期間が3月以上の者)、保護観察付一部猶予者、保護観察付全部執行猶予者、特定少年のうち

- 本件処分の罪名に、不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷又は強盗・不同意性交等及び同致死が含まれる者(未遂を含む)。
- 本件処分の罪名又は非行名のいかにかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者(下着盗、住居侵入等)。

#### 【内容】

コア・プログラムにおいては、5課程の履修を通じ、性犯罪に関する自己の問題点を理解させ、自己をコントロールできる力を付けさせ、問題行動を回避できるようにさせる。  
その他、導入プログラム、メンテナンスプログラム、家族プログラムを実施。

### ◆薬物再乱用防止プログラム

#### 対象

仮釈放者(保護観察期間が3月以上の者)、保護観察付一部猶予者又は保護観察付全部執行猶予者、特定少年のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に、薬物使用等の罪、指定薬物の使用又は所持に当たる事実が含まれている者。

#### 【内容】

○簡易薬物検出検査の実施(陰性の結果を当該保護観察対象者に積み重ねさせ、断薬の努力について達成感を与えることにより、その断薬意思の維持及び促進を図ることを目的とする検査をいう。)  
○コアプログラム(おおむね2週間に1回の頻度で実施し、3月程度で全5課程を実施する。)及びステップアッププログラム(月1回の頻度で実施し、原則、保護観察期間終了まで実施する。)から構成される教育課程の履修を通じ、再び覚醒剤等を使用しないための具体的な方法を学習させる。

### ◆暴力防止プログラム

#### 対象

仮釈放者(保護観察期間が3月以上の者)、保護観察付一部猶予者又は保護観察付全部執行猶予者、特定少年のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に、暴力犯罪が含まれており、かつ暴力犯罪の前歴を有する者などで、性犯罪者処遇プログラム及び薬物再乱用防止プログラムが特別遵守事項で義務付けられていない者。  
〔暴力犯罪とは、殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰二関スル法律違反(うち暴行・傷害のみ)・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(うち殺人・逮捕・監禁)をいう〕

#### 【内容】

5課程の履修を通じ、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容を促し、再び暴力を起こしそうな危機場面での対処方法や対人関係の技術を習得させる。対処方法は、身体の状態の変化を体験したり、対人スキルの練習、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

### ◆飲酒運転防止プログラム

#### 対象

仮釈放者(保護観察期間が3月以上の者)、保護観察付一部猶予者又は保護観察付全部執行猶予者、特定少年のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に、飲酒運転事犯に当たる事実が含まれている者。  
〔飲酒運転事犯とは、危険運転致死傷(アルコールの影響による行為に係るものに限る)・道路交通法違反(うち酒気帯び運転又は酒酔い運転)・過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱(アルコールの影響による行為に係るものに限る)をいう〕

#### 【内容】

5課程の履修を通じ、アルコールに関する正確な知識を学ばせ、自己の問題性について理解させるとともに、再び同種の行為をしないようにするための具体的な対処方法を習得させる。

## (5) 薬物依存対象者引受人会

平成27年度から、依存性薬物に対する依存がある生活環境の調整対象者又は保護観察対象者の家族が、薬物依存に関する正確な知識を身に付けることや支援機関等の情報を得て家族自身が必要な支援を受けることができるようにするため、引受人会を実施しています。引受人会では、参加者が気兼ねなく悩みや心配を打ち明けたり、質問したりできるよう配慮して、地域で薬物依存からの回復支援を行っている外部講師を招へいし、必要な助言を行うなどし、家族等引受人を支えています。

## (6) 社会貢献活動の実施状況

社会貢献活動は、平成23年度の試行的実施を経て、平成27年6月から本格実施となり、特別遵守事項として社会貢献活動の設定を受けた保護観察対象者などが活動に参加しています。

なお、名古屋保護観察所管内で確保されている活動場所は43箇所です。

| 年    | 実施回数 | 実施箇所数 | 延参加者数   |           |
|------|------|-------|---------|-----------|
|      |      |       | 活動参加者   | 民間ボランティア等 |
| 令和3年 | 11   | 4     | 32 (19) | 45        |
| 令和4年 | 21   | 6     | 26 (10) | 79        |
| 令和5年 | 15   | 6     | 19 (6)  | 36        |
| 令和6年 | 8    | 4     | 10 (0)  | 33        |
| 令和7年 | 11   | 3     | 13 (0)  | 24        |

(注) ( ) 内の数は、特別遵守事項として社会貢献活動の設定を受けた者の延人員数。

### 社会貢献活動とは

保護観察中の人たちが地域社会に貢献する活動を行うことを通じて、立ち直ることを目的としています。

社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるといった感情や社会のルールを守る意識を育みます。

### 活動の内容

公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助のほか、落書き消しや除雪など、地域のニーズに応じて幅広い活動を行います。活動は継続的にを行います。

### 活動に参加する人

活動に参加するのは、保護観察中の人(※)たちで、一定の期間に複数回参加します。  
※犯罪や非行をして保護観察所の保護観察を受けることとなった人で、日ごろは保護観察官や保護司の指導を受け、社会で生活しています。

### 活動における指導

保護観察官や保護司が活動に同行し、活動の始めに目標について話し合ったり、活動の終わりに振り返りをするなどの指導を行います。活動中は、事故やけがないよう安全の確保に努めます。また、民間ボランティアの方々に活動への協力をお願いすることがあります。

#### 公共の場所での清掃



#### 福祉施設での介護補助



### 活動の効果

保護観察中の人たちは、社会の役に立つ体験や、「ありがとう」と言われる体験などを通じて、「自己有用感」や「規範意識」を得ることができます。社会のチカラが、その立ち直りに大きな役割を果たすこととなります。

## (7) 就労支援の状況

保護観察対象者等の改善更生にとって就労は極めて有益です。保護観察所では、公共職業安定所の協力による就労相談を実施しているほか、就労支援メニューを活用した支援等を行っています。

### 就労支援メニューについて

#### ・刑務所出所者等就労奨励金制度

協力雇用主が、雇用した対象者に就労継続に必要な指導や助言などを行い、対象者の就労定着を促した場合、最大1年間を限度として奨励金を支払うもの。

#### ・トライアル雇用

事業主が、対象者を常用雇用する前に試行的に3月間雇った場合に、試行雇用助成金を支払い、雇用主の負担を軽減し、試行雇用後の常用雇用のきっかけにしようとするもの。

#### ・身元保証

協力雇用主が安心して対象者を雇用してもらえるよう、身元保証人を確保できない人について、1年間の限度で身元保証し、業務上の損害等を与えた場合に見舞金を200万円を限度として支払うもの。

#### ・セミナー等

就職の心構えや求職活動の方法を十分に承知していない対象者に対して、就職セミナーを開催したり、事業所の見学会を実施したりするもの。

各種支援メニューの実施状況

(件)

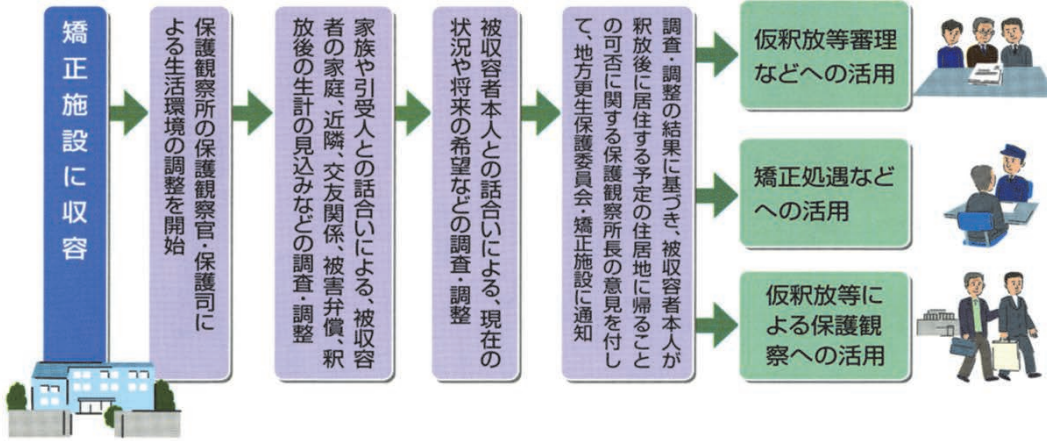
| 年度    | 就労奨励金 | トライアル雇用 | 身元保証 | セミナー等 |
|-------|-------|---------|------|-------|
| 令和3年度 | 202   | 3       | 140  | 1     |
| 令和4年度 | 195   | 0       | 126  | 1     |
| 令和5年度 | 170   | 2       | 142  | 1     |
| 令和6年度 | 149   | 0       | 134  | 1     |
| 令和7年度 | 133   | 0       | 124  | 0     |

※令和7年度は4月～12月までの集計

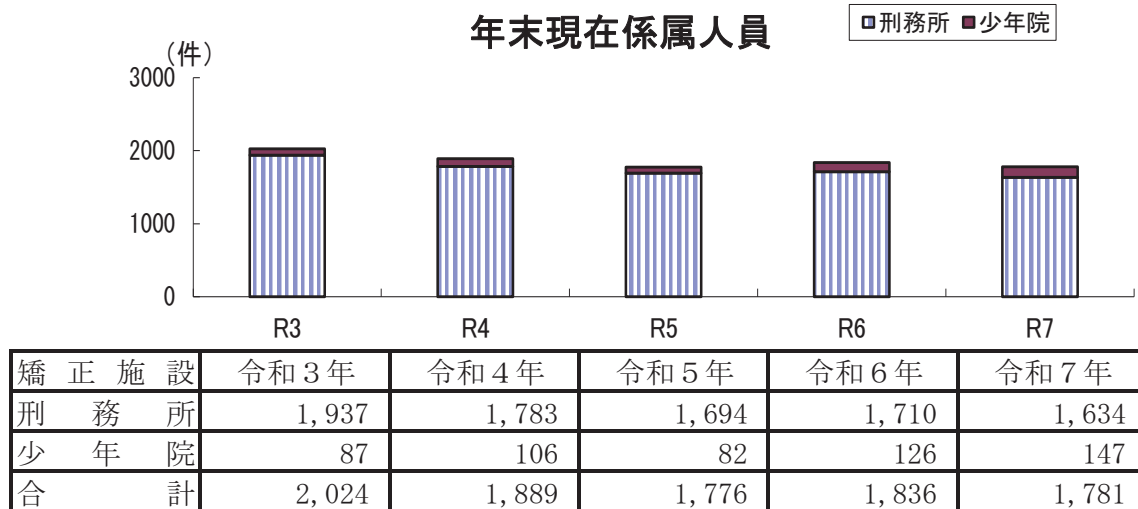
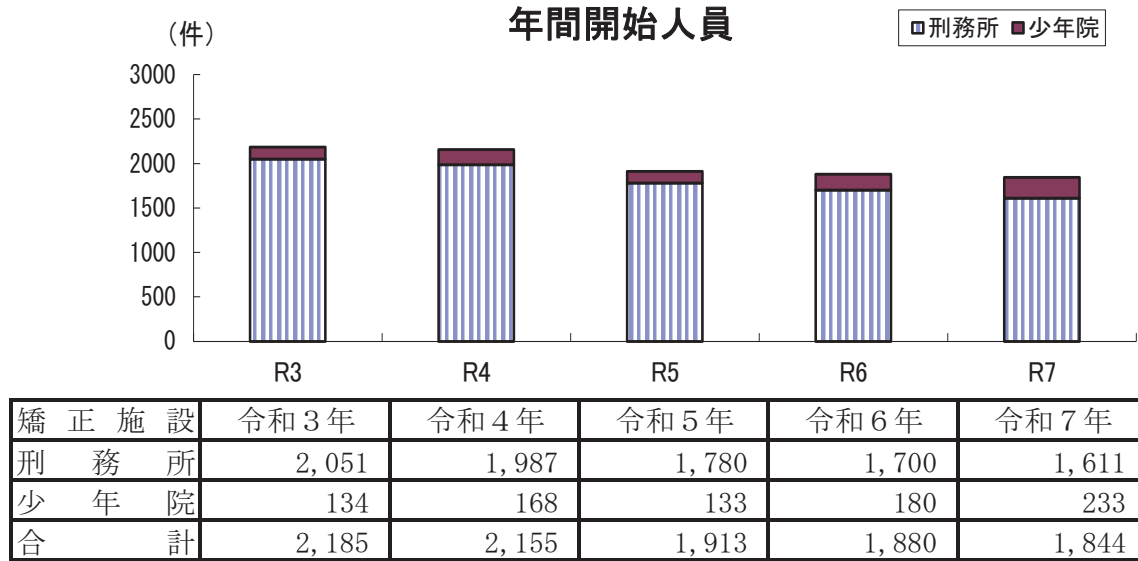
## 4 生活環境調整の状況

### (1) 矯正施設収容中の者に対する生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等とするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



生活環境の調整の、年間開始人員及び年末現在係属人員は次のとおりです。



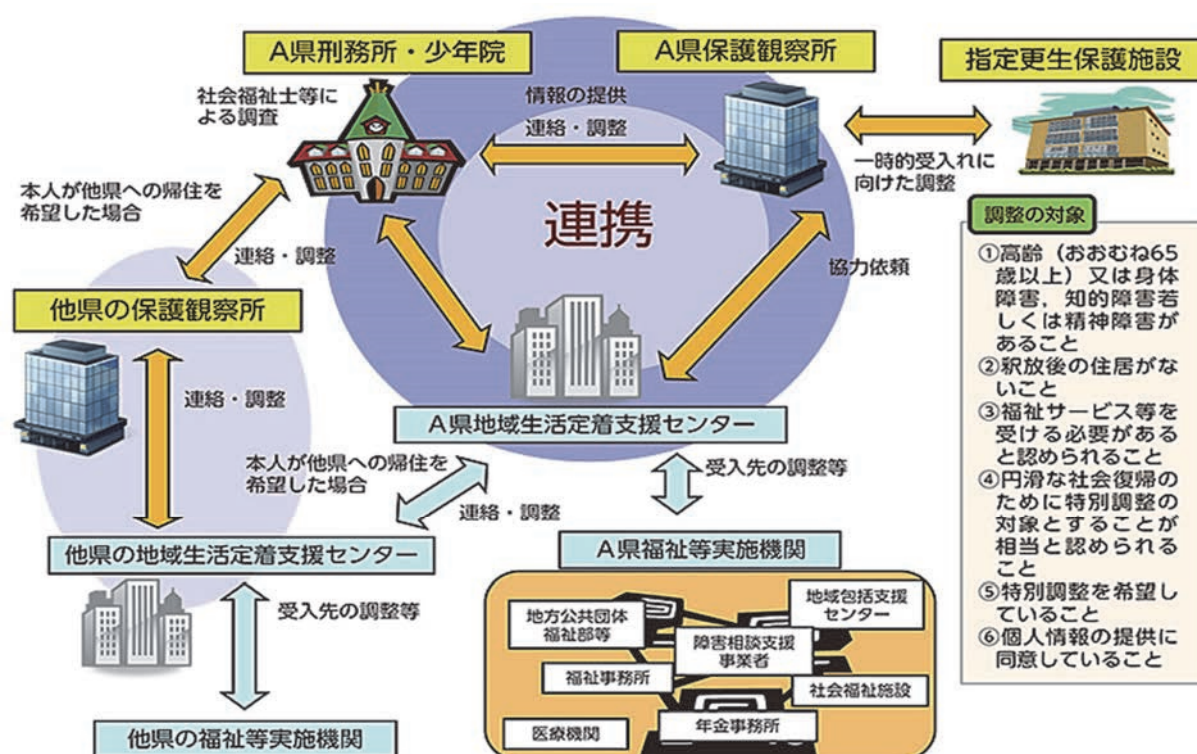
## (2) 特別調整

平成21年4月から、法務省は厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、各都道府県に設置されている地域生活定着支援センター（特別調整対象者等の出所後の福祉施設等への円滑なコーディネート業務等を行う民間団体）に依頼し、特別調整を実施しています。

名古屋保護観察所においては、令和3年度までは、愛知県地域生活定着支援センター職員、愛知県内の矯正施設担当者、県等地方公共団体の福祉担当者、医療機関の看護師、高齢者や精神・知的・身体障害者を受け入れる更生保護施設の福祉担当者等が構成する「候補者検討協議会」を通じて、このような対象者の適切な候補者選定を行った後、同会議構成員の支援・協力を得て、これらの対象者が出所後直ちに円滑に福祉的施設等に入所できるように特段の調整等を行っていました。令和4年度からは、「候補者検討協議会」の定期的な開催に代えて、個別事案において、随時、矯正施設から候補者の相談を受けて特別調整対象者としての認定を行い、適時適切に関係機関・団体が連携協力することにより、速やかに、調整等を行っています。

|                 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 福祉施設等入所が確保された人員 | 51   | 50   | 50   | 55   | 73   |

### 【参考】特別調整における多機関連携の概要



### (3) 勾留中の調整

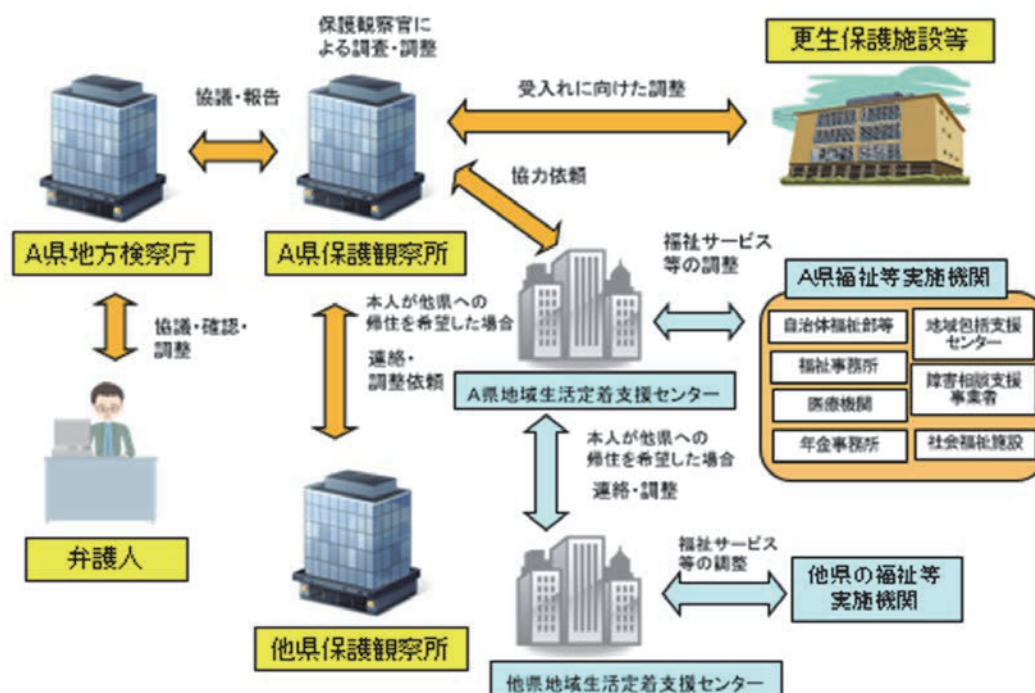
更生保護官署においては、下位法令に基づいて平成27年度から検察庁との連携により実施してきた更生緊急保護の重点実施等の運用を踏まえ、平成31（令和元）年度から刑事司法の入口段階で釈放された者に対する支援（いわゆる「入口支援」）を開始し、令和3年度からは地域生活定着支援センターとともに行ってきました。

さらに、令和5年12月からは、刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法が施行されたことに伴い、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めた者について、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整（例えば、福祉サービス等に係る調整）を行う「勾留中の被疑者に対する生活環境の調整」を開始するとともに、勾留中の被告人についても同様の調整を実施しています。

名古屋保護観察所においては、名古屋地方検察庁と支援方針を協議し、特に調整の対象者が高齢であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害を有している場合は、必要に応じて、愛知県地域生活定着支援センターの協力を得ながら、速やかに適切な居住地や福祉サービス等の支援を行えるように調整を進めています。

|      | 令和6年 |     | 令和7年 |     |
|------|------|-----|------|-----|
|      | 被疑者  | 被告人 | 被疑者  | 被告人 |
| 開始人員 | 13   | 12  | 21   | 15  |

【参考】勾留中の調整のイメージ図



## 5 補導援護・応急の救護、更生緊急保護の状況

### (1) 補導援護・応急の救護、更生緊急保護について

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

| 種別            | 対象   | 期間                     | 措置の内容  |
|---------------|--|------------------------|--|
| 補導援護<br>応急の救護 | 保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合  | 保護観察期間                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の給与</li> <li>・ 医療及び療養の援助</li> <li>・ 帰住の援助</li> <li>・ 金品の給貸与</li> <li>・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供</li> <li>・ 就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施</li> </ul> |
| 更生緊急保護        | 次の①②③のすべてにあてはまる人<br>①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人<br>②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。<br>③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人 | 原則として身体の拘束を解かれてから6か月以内 |    |

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

### (2) 令和7年の実施状況

| 事件の種別         | 自 庁 保 護 |          |          |          |          | 委 託 保 護    |             |    |
|---------------|---------|----------|----------|----------|----------|------------|-------------|----|
|               | 合計      | 食事<br>給与 | 衣料<br>給与 | 医療<br>援助 | 旅費<br>支給 | 実施人員総数     |             |    |
|               |         |          |          |          |          | 更生保<br>護施設 | 自立準備<br>ホーム |    |
| 補導援護<br>応急の救護 | 1号観察    | 3        | 0        | 0        | -        | 1          | 1           | 7  |
|               | 2号観察    | 7        | 0        | 1        | -        | 2          | 3           | 3  |
|               | 3号観察    | 106      | 3        | 12       | -        | 1          | 188         | 3  |
|               | 4号観察    | 9        | 0        | 1        | -        | 0          | 14          | 12 |
|               | 合計      | 125      | 3        | 14       | -        | 4          | 206         | 25 |
| 更生緊急保護        | 183     | 8        | 36       | -        | 7        | 170        | 82          |    |

(注) 自庁保護の合計は、国費以外の措置(更生援助金の給与等)を含む。

### (3) 自立準備ホームについて

生活基盤が整わないまま再犯を繰り返す者の存在が社会問題となっている中、これまで更生保護施設に限定されていた行き場のない刑務所出所者等の受入れ先を多様化するという観点から、平成23年度に緊急的住居確保・自立支援対策が始まりました。

緊急的住居として登録された宿泊施設を通称「自立準備ホーム」といいます。愛知県では、令和7年12月末現在、18事業者48施設が自立準備ホームとして登録されています。

## 6 医療観察の状況

### (1) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」の概要

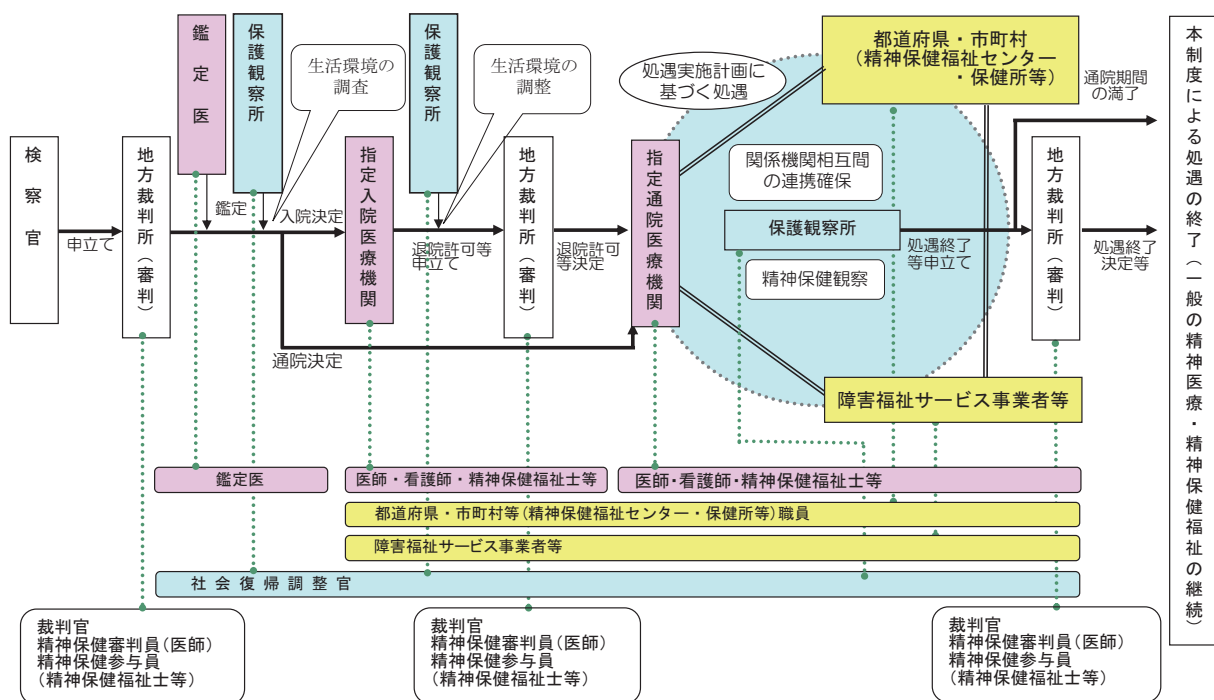
#### ●目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、①その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、②継続的かつ適切な医療並びに③その確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としています。

#### ●対象者

殺人、放火等の重大な罪に当たる行為を行い、心神喪失又は心神耗弱を理由に①不起訴処分、②無罪判決、③刑の減軽（実刑を除く。）を受けた者が対象になります。

#### ●心神喪失者等医療観察制度における処遇の流れ



## (2) 医療観察事件 開始・終結状況

### ●生活環境調査

裁判所の求めに応じ、対象者の住居や家族の状況、利用可能な精神保健福祉サービスの現況など、その生活を取り巻く環境について調査し、居住予定地において継続的な医療の確保の可否に関する意見を付して、生活環境調査結果報告書を提出しています。

| 年    | 開始人員 | 終結 | 法第33条第1項の申立てに係る終結事由 |      |       |               | 法第49条・第50条の申立てに係る終結事由 |              |     | 年末現在<br>係属人員 |
|------|------|----|---------------------|------|-------|---------------|-----------------------|--------------|-----|--------------|
|      |      |    | 入院決定                | 通院決定 | 不処遇決定 | 却下<br>申立ての取下げ | 申立棄却                  | 退院許可<br>処遇終了 | その他 |              |
| 令和3年 | 12   | 10 | 8                   | 1    | 1     | —             | —                     | —            | —   | 5            |
| 令和4年 | 11   | 13 | 10                  | 1    | 2     | —             | —                     | —            | —   | 3            |
| 令和5年 | 8    | 8  | 7                   | —    | 1     | —             | —                     | —            | —   | 3            |
| 令和6年 | 7    | 9  | 9                   | —    | —     | —             | —                     | —            | —   | 1            |
| 令和7年 | 8    | 6  | 5                   | —    | —     | 1             | —                     | —            | —   | 3            |
| 合計   | 46   | 46 | 39                  | 2    | 4     | 1             | —                     | —            | —   |              |

### ●生活環境調整(居住地保護観察所)

#### …名古屋保護観察所管内に居住(予定)地がある対象者

指定入院医療機関と協議・協力し、対象者や家族等と面接するなどして居住予定地を調整します。居住予定地の確定に伴って指定通院医療機関や県、市町村等へ協力を依頼し、退院後に必要な医療、保健及び福祉が円滑に受けられるよう調整をしています。

| 年    | 開始人員 | 開始事由 |    | 終結人員 | 終結事由   |        |     | 年末現在<br>係属人員 |
|------|------|------|----|------|--------|--------|-----|--------------|
|      |      | 新規   | 移送 |      | 退院許可決定 | 処遇終了決定 | その他 |              |
| 令和3年 | 8    | 8    | —  | 10   | 8      | 2      | —   | 33           |
| 令和4年 | 11   | 11   | —  | 15   | 13     | 1      | 1   | 29           |
| 令和5年 | 9    | 9    | —  | 8    | 6      | 1      | 1   | 30           |
| 令和6年 | 11   | 10   | 1  | 8    | 8      | —      | —   | 33           |
| 令和7年 | 5    | 5    | —  | 8    | 7      | 1      | —   | 30           |
| 合計   | 44   | 43   | 1  | 49   | 42     | 5      | 2   |              |

●生活環境調整(入院地保護観察所)

…愛知県内の指定入院医療機関に入院している対象者

指定入院医療機関及び居住地保護観察所と協議・協力し、指定入院医療機関の会議に出席したり、対象者や家族等と面接するなどして居住予定地の調整に協力し、効果的な調整が行われるように配慮しています。

| 年    | 開始人員 | 開始事由 |    | 終結人員 | 終結事由       |                                 |                                  |      |     | 年末現在<br>係属人員 |
|------|------|------|----|------|------------|---------------------------------|----------------------------------|------|-----|--------------|
|      |      | 新規   | 移送 |      | 退院許可<br>決定 | 処遇終了決定<br>(法第51条<br>第1項<br>第3号) | 入院決定<br>取消しの決定<br>(法第68条<br>第2項) | 事件移送 | その他 |              |
| 令和3年 | 17   | 15   | 2  | 22   | 13         | 2                               | -                                | 7    | -   | 44           |
| 令和4年 | 17   | 17   | -  | 20   | 16         | 1                               | -                                | 2    | 1   | 41           |
| 令和5年 | 14   | 12   | 2  | 13   | 10         | 2                               | -                                | -    | 1   | 42           |
| 令和6年 | 7    | 7    | -  | 14   | 11         | 1                               | -                                | 2    | -   | 35           |
| 令和7年 | 18   | 14   | 4  | 16   | 10         | 1                               | -                                | 5    | -   | 37           |
| 合 計  | 73   | 65   | 8  | 85   | 60         | 7                               | -                                | 16   | 2   |              |

●精神保健観察

地域において継続的な医療を確保するため、対象者の受診状況や生活状況を見守りつつ、必要な助言や指導を行うほか、家族等からの相談に応じています。また、対象者の処遇に携わる関係機関等とケア会議を開催し、関係機関との連携確保を図り、処遇の実施状況を把握・共有し、対象者の処遇内容の見直しを行っています。

| 年    | 開始人員 | 開始事由 |      | 終結人員 | 終結事由 |        |     | 年末現在<br>係属人員 |
|------|------|------|------|------|------|--------|-----|--------------|
|      |      | 通院決定 | 退院許可 |      | 期間満了 | 処遇終了決定 | その他 |              |
| 令和3年 | 9    | 1    | 8    | 8    | 7    | 1      | -   | 24           |
| 令和4年 | 14   | 1    | 13   | 8    | 5    | 2      | 1   | 30           |
| 令和5年 | 6    | -    | 6    | 8    | 6    | 1      | 1   | 28           |
| 令和6年 | 8    | -    | 8    | 9    | 8    | -      | 1   | 27           |
| 令和7年 | 8    | -    | 7    | 16   | 13   | 2      | 1   | 19           |
| 合 計  | 45   | 2    | 42   | 49   | 39   | 6      | 4   |              |

## 7 犯罪被害者等施策の状況

更生保護における犯罪被害者等施策のうち、保護観察所では以下の(1)から(3)までの3つの制度及び地方更生保護委員会が行う仮釈放・仮退院審理における意見等の陳述の申出受理・意見等聴取を円滑に実施する事務を実施しています。

なお、保護観察所では、加害者の処遇に当たる保護観察官とは別に、企画調整課に被害者相談に当たる保護観察官(被害者担当官)及び被害者担当保護司を置いて対応しています。

### (1) 心情等聴取・伝達制度

被害者担当官が被害者等から心情等を聴取し、さらに希望がある場合には、主任官から保護観察中の加害者に伝達します。

| 年    | 聴取事務(処遇観察所から囑託を受けて行った事務を含む) |     |    |    |    |     |    |    |    | 伝達結果 |    |    |      |
|------|-----------------------------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|------|----|----|------|
|      | 計                           | 口 頭 |    |    |    | 書 面 |    |    |    | 計    | 全部 | 一部 | 伝達せず |
|      |                             | 1号  | 2号 | 3号 | 4号 | 1号  | 2号 | 3号 | 4号 |      |    |    |      |
| 令和3年 | 5                           | 2   | -  | 2  | -  | -   | -  | -  | 1  | 3    | 3  | -  | -    |
| 令和4年 | 5                           | -   | -  | 5  | -  | -   | -  | -  | -  | 6    | 6  | -  | -    |
| 令和5年 | 5                           | 2   | -  | 3  | -  | -   | -  | -  | -  | 7    | 7  | -  | -    |
| 令和6年 | 10                          | 1   | -  | 2  | 6  | 1   | -  | -  | -  | 9    | 9  | -  | -    |
| 令和7年 | 7                           | -   | -  | 2  | 1  | 2   | -  | 2  | -  | 6    | 6  | -  | -    |

### (2) 被害者等通知制度

被害者等に対して、保護観察中の加害者の保護観察開始年月日、遵守事項の内容、保護観察官や保護司との接触回数及び保護観察終了時期等の保護観察の状況を定期的に通知書を送付するなどしてお知らせしています。

| 年    | 通知希望申出書等受理件数 |    |            |             |     | 被害者等通知書送付件数 |    |     |     |     |
|------|--------------|----|------------|-------------|-----|-------------|----|-----|-----|-----|
|      | 1号           | 4号 | 少年院<br>在院等 | 刑事施設<br>在所等 | 計   | 1号          | 2号 | 3号  | 4号  | 計   |
| 令和3年 | 2            | 22 | 1          | 175         | 200 | 4           | 3  | 247 | 175 | 429 |
| 令和4年 | 2            | 13 | 0          | 153         | 168 | 6           | 0  | 202 | 138 | 346 |
| 令和5年 | 4            | 7  | 4          | 151         | 166 | 11          | 6  | 239 | 111 | 367 |
| 令和6年 | 5            | 9  | 2          | 168         | 184 | 16          | 12 | 243 | 103 | 374 |
| 令和7年 | 4            | 21 | 6          | 149         | 180 | 25          | 16 | 262 | 103 | 406 |

### (3) 相談・支援

被害者等からの問合せや相談に応じています。

| 年    | 相談・支援の接触方法 |    |    |     |
|------|------------|----|----|-----|
|      | 計          | 電話 | 来庁 | その他 |
| 令和3年 | 56         | 46 | 10 | -   |
| 令和4年 | 55         | 48 | 7  | -   |
| 令和5年 | 52         | 46 | 6  | -   |
| 令和6年 | 35         | 26 | 9  | -   |
| 令和7年 | 36         | 32 | 2  | 2   |

## 8 社会を明るくする運動の状況

“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、昭和26年に始まり令和7年には第75回を迎えました。

第75回本運動のメインコピーは、「Time with Hope—進む、希望とともに。」です。将来の「希望」に向けて「人が変わっていくことを待つ」という更生保護の活動理念を通して、より広い層に“社会を明るくする運動”や更生保護ボランティアの存在とその活動を知ってもらうことを目指して、令和7年も多様な活動が展開されました。

愛知県下での令和7年の本運動の実施状況は以下のとおりです。

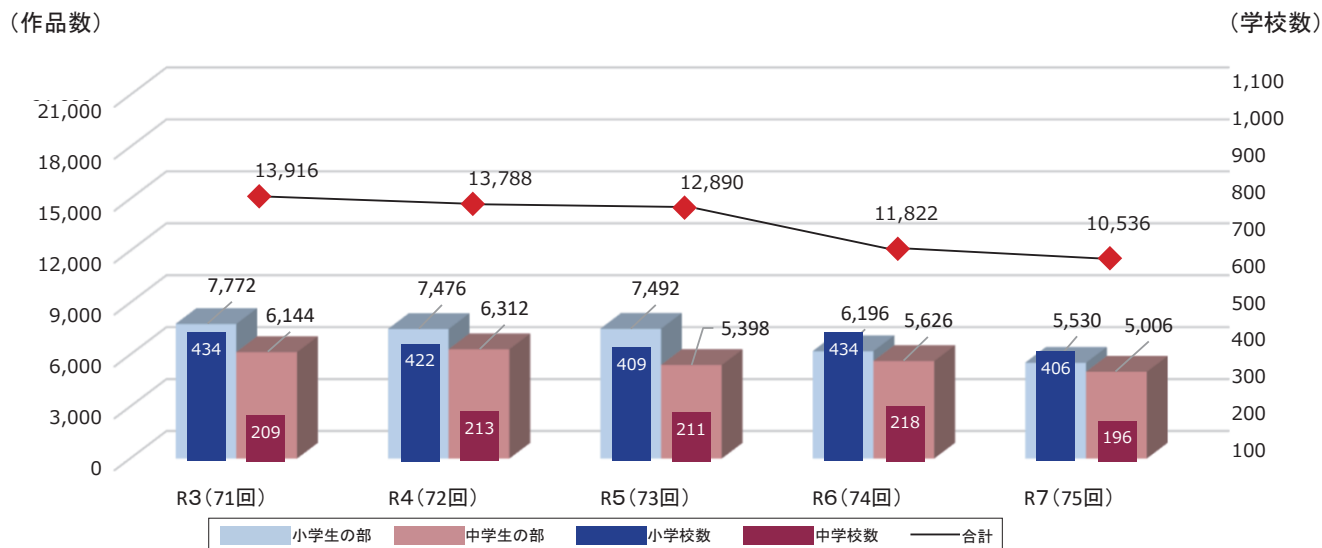
### (1) 推進委員会

|         | 構成機関・団体数 | 推進委員会会議回数 | 参加延人数 |
|---------|----------|-----------|-------|
| 県推進委員会  | 109      | 1         | 71    |
| 地区推進委員会 | 685      | 74        | 1,535 |

### (2) 作文コンテスト

|                             | 小学生   | 中学生   | 合計     |
|-----------------------------|-------|-------|--------|
| 参加学校数                       | 406   | 196   | 602    |
| 応募作品数                       | 5,530 | 5,006 | 10,536 |
| 地区推進委員会から県推進委員会への推薦作品数      | 35    | 44    | 79     |
| 県推進委員会から中央推進委員会への推薦作品数      | 1     | 3     | 4      |
| 地区推進委員会から県推進委員会への推薦学校数（特別賞） | 3     | 4     | 7      |
| 県推進委員会から中央推進委員会への推薦学校数（特別賞） | 1     | 1     | 2      |

#### ● 作文コンテスト応募作品数の推移



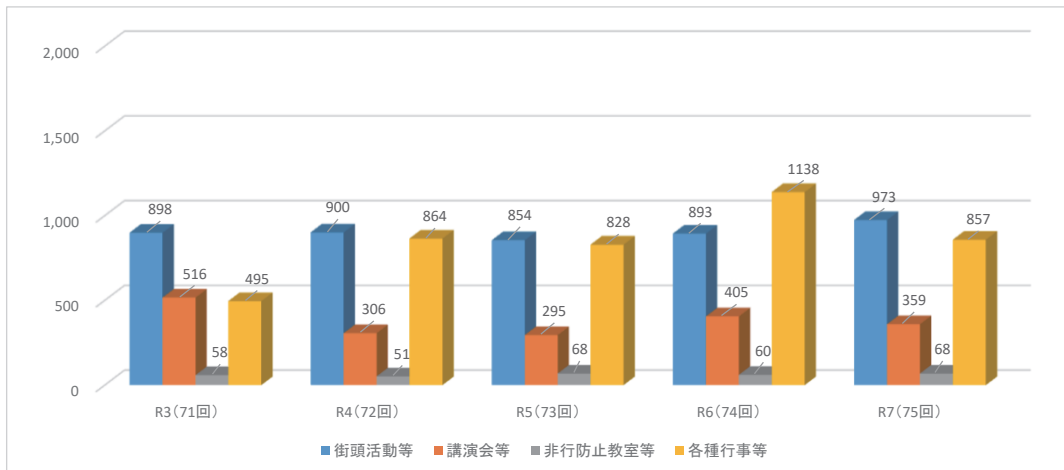
### (3) 実施行事

#### ● 実施行事回数・参加延人数

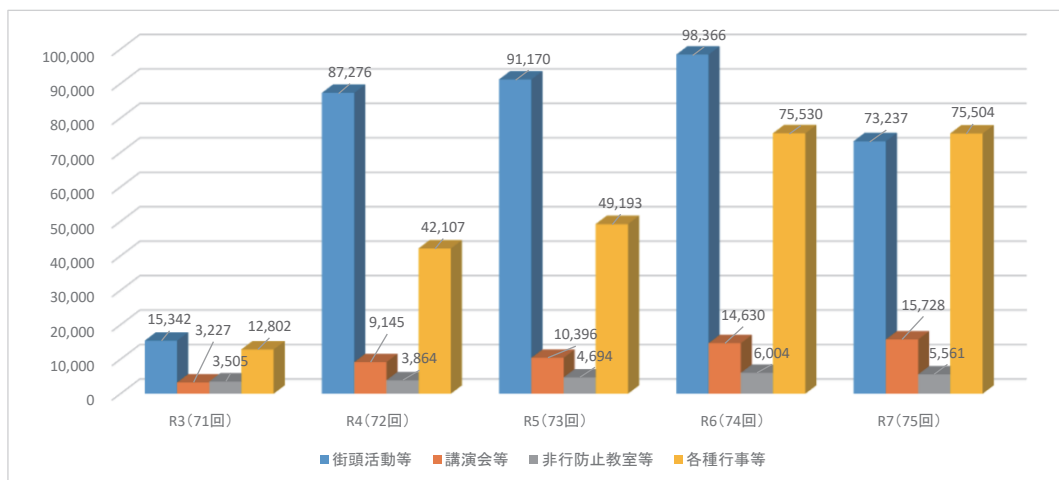
※令和7年1月から12月までの推進委員会実施行事を集計

|         | 街頭活動等 |        | 講演会等 |        | 非行防止教室等 |       | 各種行事等 |        | CM動画等<br>放映回数 | 保護観察官による<br>更生保護出張講座 |       |
|---------|-------|--------|------|--------|---------|-------|-------|--------|---------------|----------------------|-------|
|         | 回数    | 参加延人数  | 回数   | 参加延人数  | 回数      | 参加延人数 | 回数    | 参加延人数  |               | 回数                   | 参加延人数 |
| 県推進委員会  | 2     | 1,262  | 0    | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 14,377        | 0                    | 0     |
| 地区推進委員会 | 971   | 71,975 | 359  | 15,728 | 68      | 5,561 | 857   | 75,504 | 15,285        |                      |       |
| 合計      | 973   | 73,237 | 359  | 15,728 | 68      | 5,561 | 857   | 75,504 | 29,662        | 0                    | 0     |

## ● 実施行事回数の推移



## ● 実施行事参加延人数の推移



### 街頭活動等

- ・街頭広報活動、街頭補導活動、防犯パトロール、声かけ運動
- ・清掃活動、落書き消し

### 非行防止教室等

- ・小・中・高等学校で行われる非行防止教室及び薬物乱用防止教室

### CM動画等放映回数

- ・地上波テレビ、ケーブルテレビ、野球場・競技場、街頭ビジョン等におけるCM動画及び広報ビデオの放映回数



### 保護観察官による更生保護出張講座

- ・社会福祉士、精神保健福祉士やそれらを目指している学生等を対象に、保護観察官が出向いて現場経験に基づいた講義等を行う講座

### 講演会等

- ・ミニ集会、住民集会、公開ケース研究、講演会、シンポジウム
- ・犯罪予防等を目的とした関係機関・団体との協議会・大会
- ・弁論大会、更生保護関係者集会、生徒指導担当教諭等の座談会

### 各種行事等

- ・ポスター、標語等の作品募集
- ・スポーツ大会、ワークショップ、親子ふれあい行事
- ・相談所開設
- ・矯正施設作品展示会、1日保護観察所長
- ・有害図書やチラシの撤去
- ・募金・物品等の寄贈、矯正施設や更生保護施設訪問
- ・犯罪・非行予防活動に対する取材の要請
- ・住民の意識調査等の調査研究
- ・その他

## 9 再犯防止推進の状況

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。

平成30年度、法務省から地方公共団体に対し、「地域再犯防止推進モデル事業」の募集が行われ、愛知県においては「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」及び「刑務所出所者等職場定着支援モデル事業」が、名古屋市において「伴走型入口支援」の各事業が採択され、令和2年度までの3年間において、調査、事業実施、効果検証が行われ、刑務所出所者等職場定着支援モデル事業においては、協力雇用主に雇用された保護観察等対象者の職場定着率を大幅に向上する等の成果を上げました。夫々のモデル事業の成果を受け、令和3年度から、愛知県は「刑務所出所者等職場定着支援事業」（国の職場定着支援に引き続き愛知県が支援を実施）と「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」を実施しています。また、名古屋市においては「立ち直り支援コーディネート機関」として起訴猶予者等に対する支援を行っています。

名古屋保護観察所は、地方再犯防止推進計画策定に向け、愛知県及び県内の市町村と連携を図っています。

(令和8年1月1日現在)

| 年 度           | 策定済み又は策定予定の地方公共団体（順不同）  |
|---------------|---|
| 令和2年度         | 【単独計画】愛知県<br>【地域福祉計画に包含】みよし市、豊橋市                                |
| 令和3年度         | 【単独計画】名古屋市、豊田市<br>【地域福祉計画に包含】岡崎市、知立市                            |
| 令和4年度         | 【地域福祉計画に包含】一宮市、犬山市、岩倉市<br>【防犯計画に包含】大府市                          |
| 令和5年度         | 【単独計画】半田市<br>【地域福祉計画に包含】長久手市、小牧市、豊山町、東海市、江南市、あま市、安城市、西尾市、田原市    |
| 令和6年度         | 【地域福祉計画に包含】豊明市、日進市、春日井市、清須市、稲沢市、飛島村、幸田町、刈谷市、新城市<br>【防犯計画に包含】豊川市 |
| 令和7年度<br>(予定) | 【地域福祉計画に包含】東郷町、尾張旭市、津島市、弥富市、蟹江町、蒲郡市                             |
| 令和8年度<br>(予定) | 【単独計画】設楽町<br>【地域福祉計画に包含】北名古屋市、阿久比町、東浦町、美浜町、知多市、扶桑町、愛西市、碧南市、東栄町  |
| 令和9年度<br>(予定) | 【地域福祉計画に包含】高浜市  |

(注) 当庁による調査結果から作成

## 10 地域援助・刑執行終了者等に対する援助の状況

保護観察等終了後も社会の中で生きづらさを抱えている人達に対し、切れ目のない息の長い支援を確保していくことが社会復帰支援の推進に重要であるとされ、令和5年12月、更生保護法の一部改正が施行され、“更生保護に関する地域援助”と“刑執行終了者等に対する援助（刑務所や少年院収容歴がある者）”が新たに開始されました。

これらは、保護観察を始めとする刑事司法の手続きが終了した後も、犯罪や非行をした人達が社会のなかで孤立することなく相談できる仕組みを作り、社会の一員として復帰・自立できるよう、保護観察所が息の長い支援を実施することにより、再犯防止・改善更生を図ることを目的としています。

令和7年の地域援助及び刑執行終了者等の援助の実施状況は以下のとおりです。

なお、愛知県独自の取組として、「リ・スタート愛知」（愛知県更生保護協会の助成を受け、緊急に住む場所が必要な人について、自立準備ホームに委託をする等の支援を行うもの）による支援を行っています。

### (1) 地域援助の実施状況

矯正施設に入所歴がない者、保護司、家族、市役所、支援機関等から相談を受け援助した種別回数

| 種別   | 住居 | 就労 | 医療 | 福祉 | 依存 | その他 | 計   |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 地域援助 | 18 | 80 | 23 | 10 | 12 | 31  | 174 |

(注)「その他」は、弁護士相談、生活困窮、性加害防止、所在調査、金銭管理、親子改善等。  
同じ者から複数の種類の相談があった場合は、それぞれの種別に計上。

### (2) 刑執行終了者等の援助の実施状況

過去に矯正施設に入所歴がある者から相談を受け援助した措置別人員

| 種別         | 住居 | 就労 | 医療 | 福祉 | 依存 | その他 | 計  |
|------------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 刑執行終了者等の援助 | 4  | 11 | 0  | 1  | 8  | 6   | 30 |

(注)「その他」は、障害者手帳、賃貸契約、資格制限、虐待、親子関係等。  
同じ者から複数の種類の相談があった場合は、それぞれの種別に計上。

令和7年

あ い ち 更 生 保 護

統 計 編

令和8年 3月 31日 発行

編集 名古屋保護観察所  
〒460-8524  
名古屋市中区三の丸四丁目3番1号  
TEL (052) 951-2947  
発行 更生保護法人 愛知県更生保護協会

